

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期検査中の原子炉建屋1階大物搬入口で外扉を開け物品搬出入作業を実施していたところ、内扉の上部がわずかに傾き隙間が生じたことから、一時的に二重扉の外扉と内扉が同時に開いた状態となり、保安規定で要求される運転上の制限からの一時的な逸脱が認められたため、直ちに当該二重扉の外扉を閉鎖し運転上の制限逸脱からの復帰を判断及び対応検討	A s	3月30日公表済 (PDF145KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）空気冷却器用冷却水入口配管からのドレン抜き配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
2	1号機	主蒸気管放射線モニタの動作不良による原子炉緊急停止インターロック機能が設備図書（電気制御展開図）に記載されていないため、当該設備図書を改訂及び対応検討	C	
3	2号機	富岡労働基準監督署立会による原子炉建屋天井クレーンの検査において、通行上不安全な箇所が部分的にあることについて、「検査範囲外ではあるものの安全リスクが高いため、改善を図ること。」との口答によるご指導を頂いたため、対応検討	対象外	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）用補機冷却系海水ポンプ（A）出口ストレーナ差圧計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
5	3号機	原子炉建屋地階トーラスドレンサンプポンプ（A）の点検において、シャフト軸受部及び同カップリング部に摩耗が認められたため、当該シャフトを交換	D	
6	3号機	復水脱塩装置のイオン交換樹脂再生用水ポンプ（B）に軸受潤滑油補給口用キャップの紛失が認められたため、当該キャップを取付	D	
7	5号機	主蒸気逃し安全弁漏洩温度記録計に打点印字不良（記号の判別不可）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）のメカニカルシール部からのシール水の漏れこみによる濃縮廃液タンクのレベル上昇が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	廃棄物処理系シール水タンクの排水に汚濁が認められたため、当該タンク内部を点検・清掃	D	
10	6号機	復水酸素注入系の酸素ガスボンベ室西側に設置されている開口部の蓋枠に損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	高温焼却炉設備の主燃焼室ベル下部修理後の気密確認において、耐火材受け部よりエアリークが認められたため、当該耐火材受け部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで